

蛍光灯の製造・輸出入は 2027年までに廃止されます！



Q.なぜ廃止される？

A.水銀による健康被害や環境汚染を防ぐことを目的に、「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において廃止が決定されたためです。



注意

既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品（在庫）の売り買い及びその使用が禁止されるものではありません。

●廃止の時期

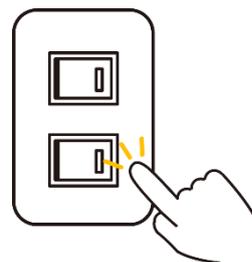
種類	直管蛍光灯	環形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯
写真 (例)			
廃止年月日	2027年12月31日	2027年12月31日	2026年12月31日

●一般照明用蛍光灯とLED照明の見分け方

点灯時のタイムラグで、手軽に見分けることが可能です。

蛍光灯	スイッチを押して点灯までにタイムラグがあります
LED照明	スイッチを押したと同時に点灯します（ほぼタイムラグなし）

蛍光灯なのかかわからない場合は、メーカーにお問い合わせください。



●LED照明への切り替え

LED照明へ切り替えると、電気代の節約になる・CO₂排出量を削減できる・紫外線をあまり出さないため虫が寄り付きにくいなど、たくさんのメリットがありますので計画的なLED照明への更新をお願いします。LED照明への切り替えが難しい場合は、あらかじめ電気工事店等へ交換用の蛍光灯確保についてご相談ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省 化学物質管理課 TEL:03-3501-0080 e-mail:bzl-suigin@meti.go.jp

環境省環境保健部 水銀対策推進室 TEL:03-5521-8260 e-mail:suigin@env.go.jp



環境省 一般照明用の
蛍光灯に関する規制